

熊取レディースバドミントンクラブ規約

第 1 章 名称・組織

- 第1条 本クラブは熊取レディースバドミントンクラブ(通称 熊取クラブ)と称する。
第2条 本クラブが活動を開始した日を昭和57年4月1日とする。
第3条 本クラブの趣旨に賛同する泉南地区在住・在勤の女性をもって組織する。
第4条 本クラブの事務局は熊取レディースバドミントンクラブ代表者在住地におく。
第5条 本クラブは熊取町バドミントン連盟に所属する。また大阪府レディースバドミントン連盟に加盟し希望者を登録する。

第 2 章 目的および事業

- 第6条 本クラブは、バドミントン競技を通じて女性の健康増進と相互の親睦を図り、地域スポーツの発展に寄与し、技術の向上と併せて生涯スポーツを楽しむことを目的とする。
第7条 本クラブは、熊取町体育大会、大阪府レディースバドミントン大会、その他競技会・講習会に任意で参加する。

第 3 章 入部および退部

- 第8条 本クラブに加盟しようとするものは、別に定める入部金、会費を添えてクラブに申請する。また、部員は部長に届け出て退部することができる。尚クラブ員が次の事項に当たる時、部長は役員会の議を経て退部させることができる。
(1)本会の秩序を乱した時。
(2)理由なく入部金・会費を滞納した時。

第 4 章 役員および任務

- 第9条 本クラブに次の役員を置く。
1.クラブ代表者 1名 2.部長 1名 3.副部長 1名 4.評議員 1名 5.会計 1名
6.各部監督若干名 7.会計監査 1名。
但し、必要に応じて総会の議を経て顧問、参与その他役員を置くことが出来る。
第10条 クラブ代表者はクラブを代表し、部長はクラブ業務を総括する。副部長は部長を補佐する。評議員はクラブを代表し上部団体のパイプ役として関連業務にあたる。会計はクラブの会計業務を担当する。会計監査はクラブの財務を監査する。
第11条 すべての役員は、総会において推薦し互選する。任期は1年としその再任は妨げない。

第 5 章 会議

- 第12条 本クラブは総会と役員会を持つ。総会は毎年1回、4月1日より4月末日までに部長これを招集する。役員会は必要に応じて部長これを招集する。
第13条 総会はクラブ員の2/3以上の出席により成立する(委任を含む)。議長は役員で互選するが、議決権は有しない。議事は出席者の過半数によって決定する。但し可否同数の場合は議長が決定する。
第14条 総会においては次の事項を決定する。
(1)事業報告および決算
(2)事業計画および予算
(3)役員選出
(4)規約の改訂
(5)その他

第 6 章 経費および会計

- 第15条 本クラブの経費は1.入部金 2.部費 3.寄付金 4.その他正当なる収入
第16条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

第 7 章 雑 則

1. その他の事項は必要に応じて役員会で対応する。
2. この規約は2002年4月1日をもって施行し、その効力を発する。